

(令和3年1月8日版)

松戸市新型コロナウイルス感染症  
高齢者及び有疾患者等PCR検査事業  
Q&A

Q1. 事業の開始時期はいつからですか。

(答)

- 令和2年12月1日から(令和3年3月31日までに)受けた検査が助成の対象となります。
- ただし、「介護・障害福祉サービス従事者と同居する方(市内在住)」および「受験生(市内在住)」については、令和3年1月5日以降に受けた検査が助成の対象となります。
- ~~現在、申請方法等を最終調整している段階~~ですので、詳細のご案内はもう少しお待ち下さい。
- ~~広報まつど(12/15号)やホームページでのご案内する予定です。~~

Q2. 12/1に検査の予約を入れているが、対象となりますか。

(答)

- 補助の要件を満たしていれば、対象となります。
- 医療機関が実施する『自費診療のPCR検査』であることをご確認ください。  
(※保険診療のPCR検査は対象外です)
- 証拠書類として、医療機関から発行される「領収証」「診療明細書」の原本をご提出いただくこととなりますので、保管をお願い致します。

Q3. 自覚症状が出ている場合にも受けられますか。

(答)

- 発熱などの自覚症状が出ている場合は、本事業の対象外となります。下記いずれかに、お電話にてご相談ください。
  - ① ご自身の「かかりつけ医」
  - ② 松戸市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル  
(0120-415-111)

- ③ 松戸市地域医療課  
(047-366-7771)
- ④ 千葉県発熱相談コールセンター  
(03-6747-8414)

Q4. PCR検査は、健康保険が適用されるのではないですか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症について、感染を疑う何らかの症状があり、医師が患者の診療のために必要と判断して検査を実施した場合は、健康保険の適用対象となります。
- 本事業にかかるPCR検査は、「感染を疑う症状がない人」を対象として実施するため、健康保険の適用対象とはならないものです。

Q5. 補助を受けられる人を教えてください。

(答)

- (1) 65歳以上の方(市内在住)
- (2) 基礎疾患のある方(市内在住)
- (3) 保育・教育従事者(市内在勤)
- (4) 介護・障害福祉サービス従事者(市内在勤)
- (5) **介護・障害福祉サービス従事者と同居する方(市内在住)**
- (6) **受験生(市内在住)**

Q6. どの医療機関で実施する検査が補助の対象ですか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の『自費診療のPCR検査』を実施する医療機関であれば、市内・市外を問いません。
- 検査を希望される方ご自身にて、医療機関へのお申し込みをお願いいたします。
- 松戸市内において、『自費診療のPCR検査』を実施する医療機関は、チラシ及び松戸市のホームページに掲載しています。

Q7. インターネットで受付をする検査も補助の対象ですか。

(答)

- 医療機関で実施するPCR検査であれば、直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に申し込む検査も補助の対象となります。
- ただし、民間検査機関（衛生検査所）に申し込む検査は、一連の検査の過程で医師が介在せず、検査結果を確定することができないため、補助の対象外です。

Q8. 補助金額や回数を教えてください。

(答)

- 実費の範囲内で、2万円を上限として補助します。
- 1ヶ月に一度の定期検査を補助の対象とします。
- 「1ヶ月に一度」について、月が変わる日付であれば、空ける日数に制限はありません。  
(例えば、12月31日に検査を受けた後、次の検査が1月1日でも構いません。ただし、1月1日の後、次の検査が1月31日は対象外です。)

Q9. 陰性証明書は補助の対象となりますか。

(答)

- 陰性証明書の発行料など、検査費用とは別途で発生する文書料などは対象外となります。
- 当初の検査費用に陰性証明書の発行料が含まれ、検査費用と陰性証明書の発行料を分けることが出来ない場合は、検査費用全体が補助の対象となります。
- ただし、補助額は、所要した実費の範囲内で2万円が上限となります。

Q10. 補助を受けられる人の要件を詳しく教えてください。

(答)

(1) 65歳以上の方

- 松戸市在住であること。
- 令和3年3月31日までに65歳になる方が対象となります。
- 誕生日が昭和31年（西暦1956年）3月31日以前の方です。

## (2) 基礎疾患のある方

- 松戸市在住であること。
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、  
高血圧、心血管疾患、悪性腫瘍（がん）をもたれる方。
- 基礎疾患を持たれる方であれば、年齢制限はありません。
- 上記以外の疾患を持たれる方は、松戸市地域医療課にお問合せください。個別に疾患の状況をお伺いし、対象となるか確認させていただきます。
- この場合、疾患の名称だけで判断することが難しいため、ご確認にお時間を頂くことがあります。

## (3) 保育・教育従事者

- 松戸市内に所在する保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブなどで勤務していること。
- 市立の小中高校または、市内に所在する私立の小中高校に勤務していること。  
（※勤務先の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。）
- 職種・雇用形態は不問です。
- 保育士・教諭・看護師など専門職のほか、施設内でアシスタント、事務、給食、清掃、警備などに従事する方も対象となります。
- 上記以外の勤務先については、松戸市地域医療課にお問合せください。

## (4) 介護・障害福祉サービス従事者

- 松戸市内に所在する入所系介護サービス、通所系介護サービス、訪問系介護サービス、障害福祉サービスの事業所で従事していること。  
（※勤務先の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。）
- 職種・雇用形態は不問です。
- 介護専門職、介護補助、事務職などのほか、高齢者施設・障害者施設で給食、清掃、警備などに従事する方も対象となります。

- 上記以外の勤務先については、松戸市地域医療課にお問合せください。

(5) 介護・障害福祉サービス従事者と同居する方

- 松戸市内に所在する事業所・施設等で勤務し、かつ松戸市内に在住する入所系介護サービス、通所系介護サービス、訪問系介護サービス、障害福祉サービスなどの従事者と同居する方
- 「同居する方」には、同居する親族のほか、親族以外の同居人も含まれます。
- (※) 令和3年1月5日以降に受検した『自費診療のPCR検査』が補助の対象です。

(6) 受験生

- 松戸市在住で、令和3年3月31日までに中学校、高等学校、大学を受検される方
- 市内在住であることが補助の要件となるので、市外の学校を受検する市内在住者は対象です。また、市内の学校を受検する市外在住者は対象外です。
- (※) 令和3年1月5日以降に受検した『自費診療のPCR検査』が補助の対象です。

Q11. 受検から申請までの流れを教えてください。

(答)

- ① 受検希望者にて医療機関への問合せ  
↓
- ② 医療機関で検査を受けて費用を支払い  
↓
- ③ 受検者にて補助金の申請  
(松戸市地域医療課あてに郵送または持参)  
↓
- ④ 松戸市にて申請書類の審査  
↓
- ⑤ 結果通知(審査通過の場合に補助金を振込み)

Q12. 申請書(※)はどこで入手できますか。また、申請書はどのように提出するのですか。

(答)

○ 下記の場所での配架・掲載をしています。

- ① 松戸市のホームページ
- ② 松戸市地域医療課
- ③ 支所、保健福祉センター、高齢者いきいき安心センターなど

○ (※申請書について)

対象者の拡大に伴い、申請書の書式が変更されています。上記対象者区分により、使用できる書式が異なりますので、ご注意ください。

◆ Q10にある対象者区分(1)～(4)に該当される方

旧書式でも新書式でも、どちらでもご申請をいただくことが可能です。ホームページ上では、新書式のみを掲載いたしますが、市内公共施設(支所・保健福祉センター・いきいき安心センターなど)に配架されている旧書式をお使い頂くことも可能です。

◆ Q10にある対象者区分(5)～(6)に該当される方

新書式でのみ、ご申請をいただくことが可能です。市内公共施設に配架されている旧書式をお使い頂くことはできません。

新書式は、松戸市のホームページに掲載するほか、紙面での配布は地域医療課の窓口のみとなります。郵送が可能であるため、紙面での配布をご希望の場合には、地域医療課までご連絡ください。

(問合せ先：松戸市地域医療課 047-366-7771)

Q13. 検査を受けた後、申請はいつまでに提出すれば良いですか。

(答)

○ 検査を受けた後、概ね2週間以内の申請をお願いいたします。

○ なお、令和3年3月下旬に検査を受けた方については、予算の執行上、令和3年4月9日(金)までに申請書をご提出いただきますようお願いいたします。

Q14. 申請書のほかに必要な書類を教えてください。

(答)

- ◆ 申請をされるすべての方
  - 本人確認書類の写し  
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど、氏名・住所・生年月日が確認できるもの)
    - (※1) Q10の対象者区分(5)の場合  
検査を受けるご本人の分と合わせて、同居する介護・障害福祉サービス従事者の方の分も添付してください。
    - (※2) Q10の対象者区分(6)の場合  
申請者欄にある保護者の分と合わせて、受験生本人の分も添付してください。
  - 医療機関が発行する領収証および医療費明細書(原本)  
(『PCR検査の検査費用であること』および『検査の実施日』が明記されていること)
  - 通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)  
※20歳未満の受験生の場合は、申請者欄にある保護者名義の通帳の写しを添付してください。
- ◆ Q10の対象者区分(2)のみ
  - お薬手帳など基礎疾患の療養状況がわかる資料の写し
- ◆ Q10の対象者区分(3)(4)のみ
  - 社員証など勤務の実態がわかるものの写し
- ◆ Q10の対象者区分(5)のみ
  - 同居する介護・障害福祉サービス従事者の方について、社員証など、松戸市内の事業所・施設等で勤務している実態がわかるものの写し
- ◆ Q10の対象者区分(6)のみ
  - 受験票の写し

Q15. インターネットで受付をする検査について、補助金の対象となるもの、ならないものを教えてください。

(答)

- Q7に記載の通り、「医療機関で実施するPCR検査」であれば、直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に申し込む検査も補助の対象となります。
- 「民間検査機関（衛生検査所）に申し込む検査」は、一連の検査の過程で医師が介在せず、検査結果を確定することができないため、補助の対象外です。
- ただし、申し込みを受け付ける機関によっては、医療機関への申し込みか、民間検査機関（衛生検査所）への申し込みか、判別が難しいホームページもございます。
- その際には、「医療機関への申し込みであり、医師が介在する検査」であることを、申し込み先にご確認を頂きますようお願い致します。
- ご不明な点がある場合には、地域医療課までお問い合わせください。

Q16. インターネットで検査を申し込む場合には、送料も含めて申請できますか。

（答）

- 直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に検査を申し込んだ場合は、検体の送料も含めて申請できます。
- ただし、その場合であっても、補助の金額は実費の範囲内で2万円が上限となります。

Q17. 領収証や医療費明細書には、どのような内容を記載して貰う必要がありますか。

（答）

- 領収証および医療費明細書には、下記の情報が記載されている必要があります。なお、領収証のみで下記の情報がすべて記載される場合には、明細書のご提出は不要です。
  - 『PCR検査の検査費用であること』
  - 『検査の実施日』
  - 『受診した医療機関の名称』
- なお、インターネットで検査を申し込む場合、医療機関によっては、支払い方法により、領収証が発行されない場合があるため、領収証が発行される支



払方法について事前に医療機関あてにお問い合わせください。

問 合 先： 松戸市 健康福祉部 地域医療課（申請書提出先）

電 話： 047-366-7771

F A X： 047-366-7772

E m a i l： [mccomiryou@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mccomiryou@city.matsudo.chiba.jp)

住 所： 〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花 45-53 衛生会館内